

広島県民文化センターその他の附属設備使用料（2025年8月1日作成）

区分	名称	数量	単位	使用料
第3練習室	電子ピアノ	1台	1台	820

- 備考
- 1 使用料は、午前・午後・夜間のそれぞれの区分ごとにいただきます。
 - 2 照明設備及び電気設備の使用料は、使用又は持ち込みをする設備又は器具の定格消費電力の合計により計算いたします。
 - 3 上記使用料には消費税が含まれています。